

重要事項説明書(令和 6年 2月 1日現在)

1、事業者

名 称	社会福祉法人 里心会
所 在 地	千葉県袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前1丁目22番地3
連 絡 先	0438-40-5356
代表者氏名	中山 敏子
定款の目的に 定めた事業	第2種社会福祉事業 (イ)保育所の経営
設立年月日	令和元年7月19日

2、施設の目的

施設の目的	本園は児童福祉法に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的にします。
運営方針	<p>以下の理念・方針・目標に基づき運営します。</p> <p>【法人理念】 ○個性を認め合い、生きる力を育てる</p> <p>【保育理念】 ○子ども一人ひとりの思いや育ちを大切に、生きる力を育てる</p> <p>【保育目標】 ○思いやりのある子ども ○考える力を持ち、行動できる子ども ○元気いっぱい遊べる子ども</p> <p>【保育方針】 ○愛情をたっぷり注ぎ、子ども一人ひとりの心身の成長を見守る</p>

3、保育園の概要

施設の種類	認可保育所		
名 称	ユーカリ保育園		
所 在 地	袖ヶ浦市袖ヶ浦1丁目22番地3		
認可等年月日	認可日	令和2年4月1日	
電 話 番 号	0438-40-5356		
施設長氏名	砂子 志津子		
定員(年齢別)	60名(0歳児名6名・1歳児8名・2歳児10名・3歳児12名・4歳児12名・5歳児12名)		
職 員 数	30名(常勤・非常勤含む)		
取扱う保育事業の種類	月極保育・延長保育		
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、保育の内容の向上に努めています。結果については事務室に常置し、閲覧できるようにします。		
第三者評価の概要	5年に1度受審します。第三者評価を受審した際の結果は公開します。また、保育園玄関内にも常置し閲覧できるようにします。		
職員への研修の実施状況	保育の質の向上のため職員研修に力を入れます。年間研修計画に基づき実施します。園内研修と外部研修の参加を積極的に行います。		
嘱 託 医	内科医	田中 恒有	歯科医 和田 雅彦

4、保育を提供する日・時間、保育を提供しない日

提 供 日	月曜日から土曜日まで
提 供 時 間	保育標準時間 7:30～18:30 の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間 ※この時間帯以外に必要な場合は、7:00～7:29と18:31～19:00 の間で、延長保育を行います。 ※土曜日の保育は満1歳の誕生日を迎えた翌月以降、かつ完了食のお子様から保育を行います。7:31～13:00(7:00～7:29/13:01～19:00 は延長保育になります)
	保育短時間 8:30～16:30 の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間 ※この時間帯以外に必要な場合は、7:00～8:29と16:31～19:00 の間で、延長保育を行います。 ※土曜日の保育は満1歳の誕生日を迎えた翌月以降、かつ完了食のお子様から保育を行います。7:31～13:00(7:00～7:29/13:01～19:00 は延長保育になります)
提供しない日	日曜日・国民の祝日(12月29日～1月3日まで)は、冬期休暇としております。 ※保育園の管理運営上、臨時に休園する場合があります。

- ※ 実際にお子さんを預かる時間は、家庭の状況や就労など保育を要する時間により異なりますので、個別に保護者の方と保育園との間で協議を行います。
- ※ 延長保育の利用に際しては、月額利用者負担額のほかに別途費用が必要になることがあります。
- ※ 土曜日利用の際は、別途申請用紙、保育が必要なことが確認できる書類等を提出していただき、保育園との間で、協議を行います。お子さんの発達や医療管理が必要な場合は利用が出来ないこともあります。ご理解をお願いいたします。

5、施設の概要

敷 地	面積 953.39 m ² (すべて民有地を借用)		
建 物	木造2階建て	延べ床面積	470.15 m ²
施 設 の 内 容	0歳児室 27.32 m ²	1歳児室 35.60 m ²	2歳児室 29.81 m ²
	3歳児室 32.70 m ²	4歳児室 32.08 m ²	5歳児室 33.53 m ²
	調理関連室 46.34 m ²	調乳室 2.89 m ²	医務スペース 1.65 m ²
	屋外遊戯場 260.52 m ²	幼児用兼用便器	8 個
設 備 の 種 類	冷暖房、自動火災報知設備、二重ガラスサッシ、駐車場		
安 全 保 障	全私保連園賠償保険加入、日本スポーツ振興センター災害共済給付加入		

6、職員体制

保 育	理事長 1名 施設長 1名 乳児おおむね3名につき職員数1名 満1歳以上、満3歳に満たない幼児おおむね6名につき職員数1名 ※袖ヶ浦市は1歳児5名につき、職員数1名での配置を行っております。 満3歳以上、満4歳に満たない幼児おおむね20名につき職員数1名 満4歳以上の幼児おおむね30名につき職員数1名 ※児童が少ない場合でも2名以上を配置します。
	調 理

- ※ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第85号)」に定められた基準を遵守し、保育の提供に必要な職員として、上記の職員を配置しています。

7、保育計画

クラス	保育計画
0歳児	保育士と一緒に遊びながら、身体的機能や知的好奇心が育つようにします。個々の生活のリズムで生活のリズムを把握し、安定した保育園生活を過ごせるようにします。
1歳児	自分の好きな遊びを選んで、じっくりと座って遊べるようにします。自分でできることを、少しずつ言葉を添えて援助をし、自分でしようとする意欲が育つようにします。
2歳児	はじめからおわりまで自分で選ぶ、遊ぶ、片付けることで、「できた」喜びが育つようにします。生活習慣の自立に向けて言葉を添えて援助をし、自分でしようとする意欲が育つようにします。
3歳児	友だちとかかわって友だちと遊ぶ楽しさや、ルールを守る大切さを感じられるようにします。自分の身の回りのことを準備から片付けまで、自分でできるようにします。
4歳児	友だちと協力しながら自分の思いを伝えたり、友達の思いを受け入れられるようにします。生活の見通しをもって生活のルールを守り、自分で考えて行動できるようにします。
5歳児	やり遂げる喜びや想像を膨らませ、話し合ったり、協力し合い、自分たちで遊びを進めていきます。就学に向けて生活習慣を確立し、就学への期待を持って生活ができるようにします。

8、毎日の保育の流れ

(1) 1日の保育スケジュール

クラス	活動内容
0歳児	一人ひとりの家庭のリズムを大切にしながら、少しずつ生活リズムを整え、1歳2～3ヶ月をめぐりに1・2歳児の時間と同じになります。
1・2歳児	7:00～ 保育開始、順次登園 9:00～ 自由遊び・コーナー遊び・リズム遊び・戸外遊び・絵本読み聞かせ 11:00～ 昼食 12:30～ 午睡 15:00～ おやつ 16:30～ 順次降園、自由遊び 19:00～ 保育終了
3・4・5歳児	7:00～ 保育開始、順次登園 9:00～ クラス活動・運動活動・造形活動・音楽活動 10:30～ 自由遊び 11:30～ 昼食 13:00～ 午睡 15:00～ おやつ 16:30～ 順次降園、自由遊び 19:00～ 保育終了
土曜日 ※土曜日保育 は異年齢児 合同保育と なります。	7:00～ 保育開始、順次登園 9:30～ 自由遊び・コーナー遊び 11:00～ 昼食 12:00～ 順次降園、午睡 15:00～ おやつ 16:30～ 順次降園、自由遊び 19:00～ 保育終了

(2) お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある公園などにお散歩に行きます。

9、給食等

昼食 おやつ等	保護者の方へは、前月末に翌月の献立表を配信致します。 献立表を事前に確認いただき、食べたことのない食材が無いか確認してください。
アレルギー等 への対応	使用する食材の中で、アレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。ご相談の上、除去するなどの対応をとります。 食物アレルギーの例：小麦・牛乳・卵・大豆・エビ・カニ・果物など
衛生管理等	給食施設設置届を管轄保健所へ届出済です。 水質検査を年1回実施しています。 調理員及び保育従事職員は、毎月検便を行っています。

※ 土曜日はお弁当持参になります。おやつ時間まで利用の方はおやつ代 50 円(1 回)を徴収します。

10、健康診断等

健康診断	毎年 2 回、嘱託内科医が検診をします。 健診の結果については、各児童票(日々の成長記録)に記載するとともに保護者様へお伝えします。入園前健康診断は任意です。別紙、【健康記録】内参照
歯科検診	毎年 2 回、嘱託歯科医が健診をします。 検診の結果については、各児童票(日々の成長記録)に記載するとともに保護者様へお伝えします。
身体測定	毎月 1 回、身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票(日々の成長記録)に記載するとともにルクミーに記入されますので、ご確認ください。

※ その他、お子さんの日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育園に御相談ください。

※ 乳幼児の体調に異常等が見つかった場合、保育園は保護者様に詳細を説明するとともに、相談に応じる
こととします。

11、保育園利用に伴い保護者が負担する費用

利用者負担額(保育料)のほか、次の費用をお支払いいただきます。

① 随時の延長保育料

保育標準時間認定有料延長保育	保育短時間認定有料延長保育
7:00~7:29 / 18:31~19:00	7:00~8:29 / 16:31~19:00

ご利用 15 分毎に 100 円(申請書有) ※事前申請書の提出がない方は125円

② 副食代(3歳児以上) 4,500 円 (毎月)

免除の方は袖ヶ浦市より通知でお知らせします。

③ 上記のほか、日用品に要する費用、遠足代等の行事参加費用の負担があります。

詳細は、都度お知らせします。

④ 土曜日利用時 おやつ代 50 円(1 回)

⑤ おむつ処理代 200 円(1 か月)※紙おむつを使用しているお子様のみ

12、費用の支払方法

(1) 月額利用者負担額(保育料)

月額利用者負担額(保育料)については、居住地のある市町村へのお支払いとなります。
負担額につきましては、袖ヶ浦市の規定に基づき決定します。

(2) 延長保育料・副食費・おむつ処理代・保育用品等

以上の利用料については、利用実績に応じて月単位で計算し請求しますので、毎月月末で締めて翌月15日に明細書をお渡しします。引落日は毎月25日ですので前日までに所定の口座にご入金ください。
(金融機関が休みの場合は翌営業日)
※遠足代等の行事参加費用についても同様です。

13、保育園入園に当たり保育園に提示・提出していただく書類

(1) 子ども・子育て支援支給認定証

保育園に持参し、提示してください。入園時に限らず、保育園利用中は、必要に応じて支給認定証の提示を求められることがあります。

(2) 保護者の方の連絡先を明確にするもの

(3) お子さんの体調を確認するもの(病歴、予防接種の記録やアレルギー等)

(4) お子さんの食事の好みや生活習慣を知るもの

(5) その他、お預かりする際に必要だと判断した書類

14、入園に当たり保護者の方が用意するもの

※入園のしおりをご参照ください。

15、保育園と保護者の連絡について

(1) 保育園でのお子さんの状況や家庭での状況報告などはルクミー(アプリ)を利用します。

体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況などお子さんの様子を、保育園側はもちろんですが、保護者の方も家庭での様子をできるだけ詳細に入力するようにしてください。

(2) 月に1回、園だよりを配信します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

(3) 連絡帳や園だよりのほか、掲示板等に随時お知らせ等を掲示しますので、毎日必ず確認してください。

※掲示板に掲示するもの以外は携帯端末での配信またはお手紙の配布となります。

16、保護者懇談会について

年に1回、保護者懇談会の開催を予定しています。保育園からは行事やできごとに関することについてお知らせをし、保護者同士、保護者と保育士の懇談の時間を持ちます。

17、保育園の御利用に際し留意していただきたいこと

慣れ保育	利用当初は、環境の変化から、子どもたちは心身ともに疲労しやすくなります。心身の負担を軽くし、円滑に保育園の環境に慣れることができるよう、利用当初は保育時間を短くします。
欠席する場合 登園の時間が遅れる場合	当日に欠席する場合又は登園が遅れる場合は、給食の準備等ありますので8:30までに電話でご連絡ください。ルクミーの入力もお願いいたします。(バス利用の方は7:45までをお願いいたします。) 9:00を過ぎても連絡がない場合、こちらからお電話を差し上げます。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなります。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。 なお、0~2歳児については毎朝、ルクミー連絡帳に体温と健康状態の

	入力をお願いします。毎朝玄関にて検温をお願いします。
感染症に感染した場合	はしか・風しん等の感染症にかかった場合は、入園のしおり内の「意見書が必要な感染症」に記載した登園の目安を参考にかかりつけ医の診断に従い、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。(回復後の登園については、医師の「意見書」の提出が必要となります。また、登園に制限のある感染症については、保護者による「登園届」の提出をお願いいたします。) なお、感染症に感染していない場合でも、保育園における感染症流行の防止のため、登園自粛をお願いすることがあります。
発熱のある場合	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬	医療行為に当たるため原則として行いません。 ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき、行うことがあります。必要がある場合は個別にご相談ください。
送迎時のお願い	子どもの安全を守るため、次のことをお願いします。 ・保護者の責任において送迎を行ってください。 ・送迎の際は、保育士がお子様の登降園を確認できるよう、必ず保育士にお声かけいただくと共に、ルクミーにて登園時間、降園時間を打刻いただきますようお願いいたします。 ・門扉横にあるインターフォンを押し、保護者カードをご提示下さい。 ・普段送迎される方以外の方に送迎をお願いされる場合は、事前にその方のお名前と続柄をお知らせください。
退園する場合	退園届をご提出ください。
支給認定申請(兼)利用申込書の記載事項に変更がある場合	住所・連絡先・家族構成・保育必要量(標準時間又は短時間)・就労状況等の変更の場合は、「子ども子育て支援支給認定変更申請書(兼)内容変更届」・「支給認定証」をご提出ください。

19、緊急時の対応方法

- 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者の方が指定した緊急連絡先へ連絡をし、お子さんのかかりつけ医への連絡や嘱託医への連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 保護者と連絡が取れない場合には、お子さんの身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

嘱託医	医療機関の名称 田中医院 所在地 袖ヶ浦市神納 2-10-7 (電話番号)0438-62-4800
嘱託歯科医	医療機関の名称 和田歯科医院 所在地 袖ヶ浦市奈良輪 2-11-6 (電話番号)0438-62-2150

20、非常災害時の対策

消防計画作成(変更)届出書	袖ヶ浦消防署に 令和2年4月1日 届出済 防火管理者 氏名 中山 敏子
避難・消火訓練	避難訓練及び消火訓練を月1回実施します。
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯
避難場所	第1避難場所 ユーカリ保育園園庭 第2避難場所 福王台中央公園

21、保険の加入

(1) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」は、保育所の管理下で、児童の災害(負傷・疾病・障害・死亡)が発生したときに、災害共済給付(医療費・障害見舞金・死亡見舞金の給付)を行う、「国」・「保育所の設置者である袖ヶ浦市」・「保護者」の三者の負担による互助共済制度です。

【給付の対象となる災害の範囲】

災害の種類	災害の範囲
負傷	保育園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの
疾病	保育園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ○給食等に因る中毒・ガス等に因る中毒 ○熱中症 ○溺水 ○異物の嚥下 ○漆等に因る皮膚炎 ○外部衝撃等に因る疾病 ○負傷に因る疾病
障害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により、1級から14級に区分される
死亡	保育園の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡
	突然死 保育園の管理下において、運動などの行為と関連なしに発生したもの 保育園の管理下において、運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの

※ 「保育園の管理下」とは、保育園における保育中のほか、遠足・運動会等の特別活動、通常の経路及び方法による保育園への登園や降園を含みます。

※ 「療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの」とは、初診から治癒までの間の医療費総額(医療保険でいう 10 割分)が 5,000 円以上の場合を指します。

※ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額は、独立行政法人日本スポーツ振興センター関連法令により内容が変更になる可能性があります。

(2) 全私保連園賠償保険賠償責任保険

日本スポーツ振興センター災害共済給付のほか、以下の保険に加入しています。

賠償責任保険	1事故	10億円
	1名につき	2億円

22、保育内容に関する相談・苦情

(1) ユーカリ保育園 相談・苦情担当

相談・苦情解決責任者	園長 氏名 砂子 志津子
相談・苦情受付担当者	主任 氏名 森 敦子 西田 茜
受付方法	面接・電話・書面などにより、受付担当者が随時受け付けます。
電話番号	0438-40-5356

当保育園では、第三者委員を設置しており、委員へ直接苦情を申し立てることもできます。

第 三 者 委 員	氏名 杉本 拓也 電話 048-723-0220
	氏名 石合 延枝 電話 048-878-1888

(2) 当保育園以外の越袖ケ浦市の相談・苦情窓口

当保育園のほかに、次のとおり、袖ケ浦市の相談・苦情窓口があります。

① 袖ケ浦市子育て支援課

所在地	袖ケ浦市坂戸市場1番地1
電話番号	0438-62-3286

② 千葉県運営適正化委員会

袖ケ浦市の相談・苦情窓口のほかに、千葉県の相談・苦情窓口があります。

概要	千葉県運営適正化委員会は、社会福祉法第83条に規定されている機関です。福祉サービスの苦情について相談を受け付け、解決に向けて助言や調査、あっせんなどを行います。公正に、また、多様な事例に対し適正に対応するため、委員は、「社会福祉に関し学識経験を有する者」、「法律に関し学識経験を有する者」、「医療に関し学識経験を有する者」の各分野から選任されています。福祉サービスに関する苦情は、事業者が苦情相談窓口を設けて、利用者と事業者との話し合いで解決することが原則ですので、まずは(1)や(2)に掲げる相談窓口にご相談下さい。(1)や(2)に掲げる相談窓口に相談しても解決しない場合、相談することに支障がある場合は、運営適正化委員会へご相談ください。
所在地	千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター5F
相談専用電話番号	043-246-0294

23、個人情報の取扱いについて

保育園が業務上知り得たお子さんや保護者に係る個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱うものとします。

なお、当該個人情報については、以下の目的のために必要最小の範囲内において、外部提供することがあります。

- ・子ども・子育て支援法による支給認定に関し、市町村へ必要な情報提供を行うこと。
- ・他の施設・事業所へ転園する場合や兄弟姉妹が他の施設・事業所に在籍する場合において、他の施設・事業所との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、医療機関その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・保育の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査に関すること。

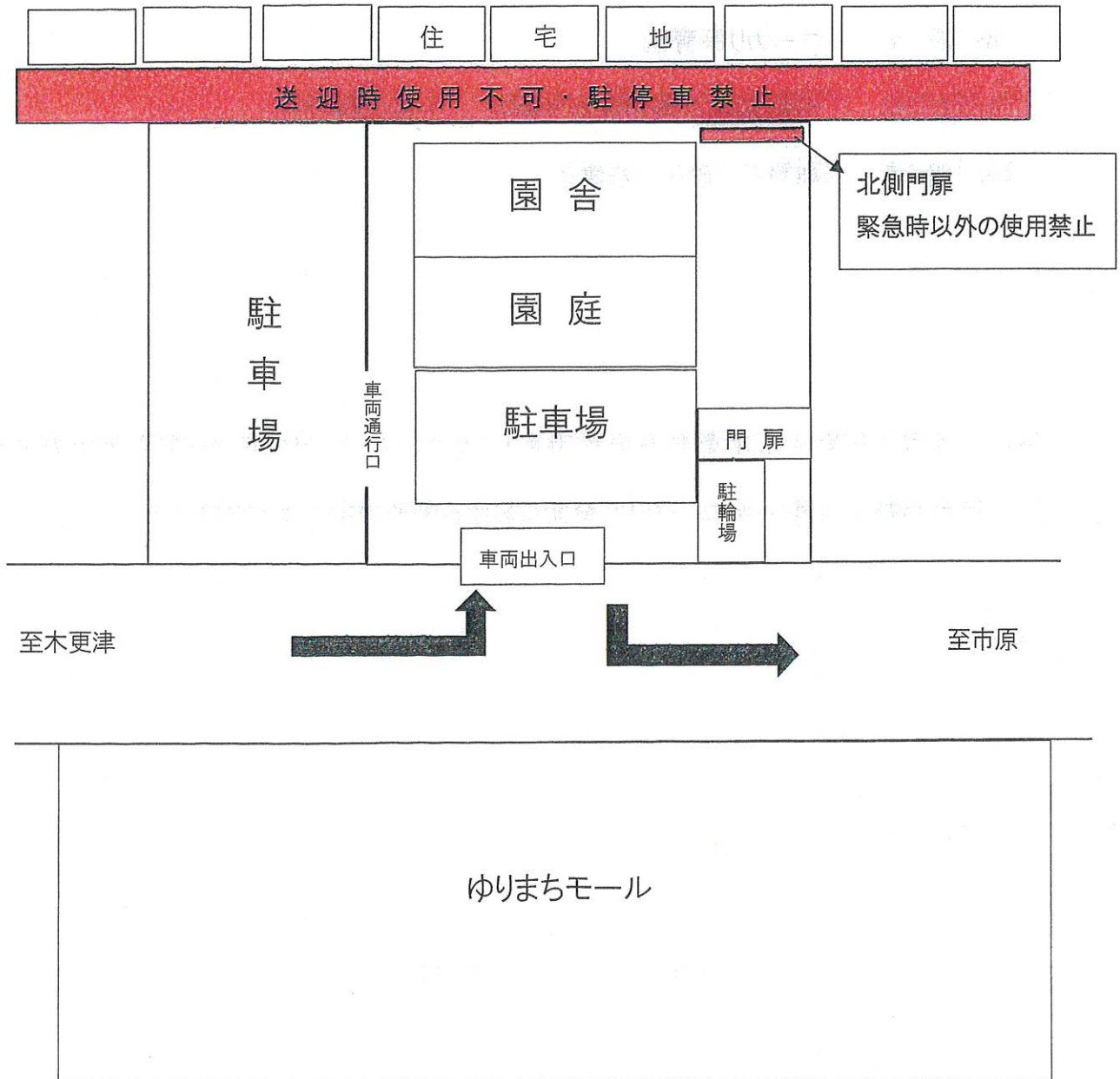
また、日々の保育の必要に応じて、誕生表や写真、お子さんの名前が記入してあるものなど、保育園内に掲示することがあります。

24、送迎用駐車場及び北側門扉に関して

保育園の北側道路は、近隣の住民の方の生活道路となっておりますので、北側道路を使用せずに運営します。子どもの送迎の際は、徒歩、自転車、自動車どのような登降園手段であっても、南側道路に面する門扉を利用し、南側道路からの自動車及び自転車の出入りをお願いします。また、駐車場へは、事故防止の為、左折入庫、左折出庫をお願いいたします。

コインランドリー等への違法駐車や、運転手の方が待機している停車であっても、南側道路に面する駐車場、及び駐輪場を利用し送迎を行ってください。ルールをお守りいただけない場合、運営に支障が出る可能性がありますので、ご家族の皆様で共有し送迎を行ってください。

また、駐車場内を利用される場合は、速やかな入出庫をお願いします。保護者の方が立ち話をされますと、お子様が駐車場内で遊んでしまい事故につながる可能性もあります。また、話し声や長い滞在時間が、近隣の方へのご迷惑となりますので、絶対におやめください。



重要事項説明に係る同意書

社会福法人里心会ユーカー保育園における保育の提供を開始するにあたり、「令和6年度入所用重要事項説明書(令和6年2月1日現在)」に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

施設名 ユーカー保育園

所在地 千葉県袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前1丁目22番地3

説明者 施設長 砂子 志津子

私は、「令和6年度入所用重要事項説明書」に基づいて、上記の者から重要事項の説明を受け、社会福祉法人里心会ユーカー保育園における保育の提供等に同意しました。

令和 年 月 日

住 所 _____

児童の氏名 _____

保護者氏名 _____ 印
(自筆署名の場合は、押印不要)

児童から見た続柄 _____